

経費負担区分 別紙2

負担項目		長安寮	事業者	備考
施設費・設備費 (厨房機器・備品)	事業団の責に帰すべきもの	○		
	受託事業者の責に帰すべきもの		○	
光熱水費	給食業務遂行に必要な範囲	○		
業務用電話架設費	FAX含む		○	
業務用通信費	郵便、宅配便、通信回線使用料		○	
害虫消毒費	調理室	○		
調理室清掃	日常清掃部分(グリストラップ部残菜含む)		○	
	定期清掃部分・グリストラップ吸引清掃	○		
厨芥・塵芥処理費		○		
什器食器備品費		○		
什器器具備品補充補修費	事業団の責に帰すべきもの	○		
	受託事業者の責に帰すべきもの		○	
食器・器具・消耗品費	ボール、ザル、鍋、やかん、食器類、まな板、ミキサーカッター等	○		
	※1		○	
食材料費			○	
材料運搬費	食材の運搬費用		○	
冷房等空調費		○		
事務用品費	受託者使用		○	
損害保険料	食中毒、事故等の損害保険料			
受託事業者職員人件費			○	
保健衛生費			○	検便、健康診断、クリーニング代等
ユニフォーム代	※2		○	調理従事者用
直接管理費			○	現場経費
間接管理費			○	受託事業者本社管理費、本社連絡費、事務費、通信費等
公租公課			○	
官庁諸手続費用			○	
その他	※上記項目以外に経費が生じた場合は、長安寮と受託事業者の間で別途協議、調整する。			

※1 ラップ・アルミホイル・ペーパータオル等調理用消耗品、モップ・ブラシ・雑巾等の清掃用機材、洗剤・タシ等の食器洗浄用消耗品、石鹼・消毒薬・爪ブラシ・防虫駆除剤、トイレ用品消耗品・包丁・塩素測定器消耗品等

※2 作業着上、下衣、三角巾、帽子、マスク、調理用手袋(ポリエチレン手袋を含む)、前掛、ゴム前掛、作業用室内靴、長靴等